



温かいご支援ありがとうございます

町の復旧・復興のため、ご支援いただいた皆さまをご紹介します。

～世界中のライオンズクラブから善意～

町内の小中学校に楽器贈呈

東日本大震災により楽器が破損した町内小中学校の子どもたちのために、矢吹ライオンズクラブ（矢吹LC、国島賢会長）より楽器が贈呈されました。

町の窮状を知った矢吹LCが、ライオンズクラブ国際協会332-D地区（安澤荘一ガバナー）を通し、ライオンズクラブ国際財団に支援を要請。東日本大震災被災地援助楽器支援として、世界中のライオンズクラブからの善意により、サクソフォンやトロンボーン、立奏木琴など合計約725万円分の楽器が、町内小中学校へ贈られました。

贈呈式は2月18日、矢吹中学校体育館で行われ、矢吹LCの国島会長とLC国際協会332-D地区の安澤ガバナーから、小中学生を代表し矢吹中学校吹奏楽部長の小磯尚平さん（2年）に目録が手渡されました。



～被災者に「あきらめない心」を～

誠真会館&門馬道場が仮設住宅にティッシュボックス贈呈

このほど、誠真会館（本部：東京都杉並区）と極真カラテ門馬道場（本部：矢吹町）より、町内の仮設住宅で暮らす全62世帯と、町及び町教育委員会に桐のティッシュボックスが贈られました。

両道場は、町内で撮影・チャリティ公開が行われた震災復興支援映画「リトルウイング 3月の子供たち」で共演。

昨年11月に誠真会館が主催した2大会の出場費の一部に門馬道場が上乘せし、両道場の浄財合計7万円の材料費のみで、事情を知ったレーザー工房「郷」（下郷町）がティッシュボックス製作に協力。

贈呈式は2月19日、町役場で行われ、門馬智幸師範から野崎町長、栗林教育長へ、「あきらめない心」の言葉を刻んだ誠真会館と門馬道場連名のティッシュボックスが手渡され、後日、仮設住宅に配布されました。



～町の子どもたちのために～

(株)高商、町へ書籍贈呈



3月4日、株式会社高商（高久のり子代表取締役社長）白河工場の柳沼寛工場長と伊藤芳一総務課長が町役場を訪れ、町に書籍が贈呈されました。

町の子どもたちのためにと贈られた書籍は、高久社長と親交のあるジャンヌ・ボッセ氏の著書、「しあわせは微笑みが連れてくるの」と「しあわせは涙のあとに届くもの」をそれぞれ10冊ずつで、後日、町内の小中学校や図書館に設置されました。

災害復興支援金



・連雀地区住民協議会 会長 佐藤徹恵 様

3月6日、東京都三鷹市の連雀地区住民協議会の皆さんが、視察研修のため町を訪れ、佐藤会長から野崎町長へ浄財が手渡されました。

個人線量計の貸し出し年齢を拡大します

(ガラスバッチ線量計)

高校生以上の方の申し込みを受け付けします

原発事故の長期化に伴い、自身が受けている放射線外部被ばく量を測定し不安の軽減や健康管理に役立つものです。

- 対象者 全町民
※中学生以下の方は、昨年に引き続き各小中学校・幼稚園・保育園・役場のいずれかから個人通知がありますので、今回申し込みの必要はありません。
- 申込方法 4月14日(月)までに、保健福祉課へ電話(44-2300)でお申し込みください。
- 測定期間 <1回目>6月2日～8月29日 <2回目>9月1日～11月28日
※日程は多少前後する場合があります。
- 方法 ①申し込みをした方に、後日役場保健福祉課で線量計を配布します。
②自宅で3か月測定し、指定日に線量計を回収します。
③結果通知は、3か月毎に解析し個人通知します。
- 費用 無料(貸し出しなので、紛失しないようご注意ください。)



保健福祉課 健康増進係 ☎(44)2300

矢吹町内農産物等の放射性物質検査結果のお知らせ

矢吹町放射能測定センターで測定しました町内農産物と井戸水の放射性物質の検査結果は、次のとおりです。

測定は予約制となっておりますので、事前に申し込みをしてください。(電話29-8741)なお、測定できるものは一般流通物を除く、農産物・井戸水・農業用培土等で、測定には1kg、きのこに限り500gからの検体が必要です。

食品衛生法に規定する基準値	セシウム 134, 137 合計値	区分	平成24年4月～
		飲料水	10ベクレル
		一般食品	100ベクレル

(検査日：平成26年2月6日～平成26年3月5日 総数：4件) 単位：ベクレル (Bq/kg)

種類	検体名	検体数	検査結果 セシウム134	検査結果 セシウム137	検体採取地
その他	オガクズ	1	34.9	89.3	中畑地内

以下の農作物等は不検出となっています。

【野菜】カブ・トロロイモ 【穀類】あずき

産業振興課 農政係 ☎(42)2115

農業振興地域の変更(除外)申請を受け付けします

町では、優良農地を確保するため「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、『矢吹農業振興地域整備計画』を平成19年5月に策定しました。

この計画により、農用区域内の農地と位置づけられた土地は、農地転用が原則として認められていません。このため、農用区域内の土地を農業以外の目的に利用する場合は、事前にその土地を農用区域から除外し、転用するための手続きが必要となります。

農用区域内に住宅等の建築を予定している方は、**5月30日(金)までに農用地利用計画変更(除外)申出の手続きを行ってください。**

農用区域内の土地であるかどうかは、『矢吹農業振興地域整備計画』に地番ごとに定められていますので、お問い合わせください。

産業振興課 農政係 ☎(42)2115

山菜等の採取調査について

これから山菜のシーズンとなりますが、山菜等においては放射性物質が検出される例が見られます。

そのため、矢吹町役場では山菜の採取調査を行うことになりました。山林等への立ち入りについて、ご理解とご協力をお願いいたします。



産業振興課 農政係 ☎(42)2115